

裏面の記載要領を確認の上、記載してください。

生活保護法指定

※
医療機関
介護機関
助産師
施術者

処分届出書

指 定 機 関 等	番 号	
	フリガナ	
	氏名又は名称	
	住 所 又は 所在地	〒 TEL
処分の年月日		令和 年 月 日
処分の種類		

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

岡 山 市 長 様

住所 〒
届出者
(開設者)
氏名

※この届出書は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく届出書を兼ねます。

(裏面)

注意事項

- 1 この書類は、所在地又は住所を所管する福祉事務所に提出してください。
- 2 この書類は、生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分を受けた場合、10日以内に提出してください。

※ 生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分の規定

○医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条若しくは第29条

○健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)第95条

○薬事法第72条第4項 若しくは第75条第1項

○医師法(昭和23年法律第201号)第7条第1項 若しくは第2項、

○歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第1項 若しくは第2項、

○介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項

○保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第14条第1項、

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年12月20日法律第217号)第9条第1項 若しくは第11条第2項

○柔道整復師法(昭和45年4月14日法律第19号)第8条第1項 若しくは第22条

記載要領

- 1 ※印のところは、該当の項目に○をつけてください。
- 2 病院、診療所又は薬局が届け出る場合は、その病院等について記載してください。
指定訪問看護事業者等が届け出る場合は、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。
助産師又は施術者が届け出る場合は、個人の氏名及び住所のほか、その開設する助産所若しくは施術所又は勤務する助産所若しくは施術所の名称及び所在地についても記載してください。
- 3 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合は、その施設について記載してください。
居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合、その開設する事業所ごとに記載してください。
居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合は、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 4 指定機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
指定番号が不明の場合は、保険医療機関番号(薬局コード、訪問看護ステーション等コード)又は介護保険事業所番号等を記載してください。
助産師又は施術者が届け出る場合は、「業務の種類」を記載してください。
- 5 指定機関等の「名称」は、指定通知書によって通知した名称を記載してください。
- 6 「処分の種類」は、生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分の内容を記載してください。
- 7 届出者(開設者)が個人の場合は、本人の氏名、住所を記載してください。届出者(開設者)が法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

記載例

裏面の記載要領を確認の上、記載してください。

生活保護法指定

※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者

処分届出書

指 定 機 関 等	番 号	99999
	フリガナ	イリョウホウジンオカモモカイ オカヤマモモタロウシンリョウジョ
	氏名又は名称	医療法人岡桃会 岡山桃太郎診療所
	住 所 又は 所在地	〒700-0914 岡山市 北区 鹿田町一丁目1-1 TEL 086-803-1215
処 分 の 年 月 日		令和6年6月13日
処 分 の 種 類		<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第24条 ・厚生労働省令で定める員数の看護師の不足についての是正。

上記のとおり届け出ます。

令和6年7月1日

岡 山 市 長 様

※届出者（開設者）が個人の場合
届出者（開設者）本人の住所・氏名を記載してください。

※届出者（開設者）が法人の場合
名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

※助産師・施術者の場合
個人の住所、氏名を記載してください。
(法人名等の記載はしないでください。)

※押印は不要です

届出者 住所 〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1
(開設者) 氏名 医療法人岡桃会 理事長 岡山 桃太郎

※この届出書は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく届出書を兼ねます。

(裏面)

注意事項

- 1 この書類は、所在地又は住所を所管する福祉事務所に提出してください。
- 2 この書類は、生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分を受けた場合、10日以内に提出してください。

※ 生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分の規定

○医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条若しくは第29条

○健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)第95条

○薬事法第72条第4項 若しくは第75条第1項

○医師法(昭和23年法律第201号)第7条第1項 若しくは第2項、

○歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第1項 若しくは第2項、

○介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項

○保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第14条第1項、

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年12月20日法律第217号)第9条第1項 若しくは第11条第2項

○柔道整復師法(昭和45年4月14日法律第19号)第8条第1項 若しくは第22条

記載要領

- 1 ※印のところは、該当の項目に○をつけてください。
- 2 病院、診療所又は薬局が届け出る場合は、その病院等について記載してください。
指定訪問看護事業者等が届け出る場合は、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。
助産師又は施術者が届け出る場合は、個人の氏名及び住所のほか、その開設する助産所若しくは施術所又は勤務する助産所若しくは施術所の名称及び所在地についても記載してください。
- 3 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合は、その施設について記載してください。
居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合、その開設する事業所ごとに記載してください。
居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合は、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 4 指定機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
指定番号が不明の場合は、保険医療機関番号(薬局コード、訪問看護ステーション等コード)又は介護保険事業所番号等を記載してください。
助産師又は施術者が届け出る場合は、「業務の種類」を記載してください。
- 5 指定機関等の「名称」は、指定通知書によって通知した名称を記載してください。
- 6 「処分の種類」は、生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分の内容を記載してください。
- 7 届出者(開設者)が個人の場合は、本人の氏名、住所を記載してください。届出者(開設者)が法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。